

ガス系消火設備の点検要領、基準が改正されました

ガス系消火設備の内 次に該当する設備の点検要領が改正されました

設置後15年を経過した容器弁は20年を経過するまでに安全性に関する点検を実施する事となりました。

点検内容は 1. 概観点検 2. 構造・形状・寸法 3. 耐圧点検 4. 気密点検
5. 安全装置等作動試験 6. 表示点検 等です。

対象となる容器弁

不活性ガス消火設備
ハロゲン化物消火設備
粉末消火設備
パッケージ型消火設備
パッケージ型自動消火設備

貯蔵容器 起動用ガス容器及び加圧用ガス容器のそれぞれの容器弁が対象となります

安全性点検は15年毎に実施しなければなりません。費用負担の軽減のため

5年間の間に計画的に順次抽出して分割実施することが認められています。

設置後20年を経過したものにあっては速やかに実施することとされていますが、

設置年数、消火ガスの種別、防護区画、人の出入りを考慮して優先度の高い

ものから実施をお願い致します。

このような場合は対象設備の日常点検の強化や防護区画への入室管理や異常

時の在館者への周知等を消防計画に盛り込んで安全の確保に努めてください。

容器弁を含めて貯蔵容器の構成機器を同一の新品と取り替える場合は安全性

点検は不要となりますが**消防用設備等設置届が必要**となります。

容器弁等の構成機器を異なるメーカーの物とアダプタ等を介して取り付ける事は認定外となるため認められていませんが やむを得ず使用する場合は **改造**に該当し、性能確認のため着工届及び設置届けの提出が必要となります。

<http://www.nbs119.co.jp/>

ご注意



西日本防災システム

NISHIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

消火薬剤貯蔵容器



この部分です



起動用ガス容器、加圧用ガス容器のそれぞれの容器弁が安全性の確認が必要です



西日本防災システム
NISHINOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd